

1. 育児休業（育休）は性別を問わず取得できます（分割して**2回**取得可能）

0歳		1歳	
マ マ	産(前)休 6W	産(後)休 8W	育 児 休 業 原則、1歳（誕生日の前日）までの 希望する期間
パ パ	出生時育児休業 (産後パパ育休)		

2. 出生時育児休業（産後パパ育休）は男性の育児休業取得を促進する制度です

- 専業主婦がいても、誕生から、数日間でも、取得できます！！
- 出生後8週間以内に4週間（28日）まで取得できます
（分割して**2回**取得可能）

< 申出期限 >

- 育児休業； 休業の1ヵ月前まで
- 産後パパ育休； 休業の2週間前まで

< 育児休業給付（「産後パパ育休」を含む） >

- 休業開始時賃金の67%（180日経過後は50%）が支給されます

< 育児休業中の社会保険料の免除（「産後パパ育休」を含む） >

- ① 月の末日時点での休業か、その月中の14日以上の場合
- ② 賞与の保険料は、連続1ヵ月超の休業の場合のみ に、免除されます

⑨ 育児休業の取得ならびに給付金受給に関し、一定の要件を満たす必要があります
[本人または配偶者の妊娠時（出産予定1～2ヵ月前まで）に会社に相談して下さい]

育児休業制度に関する 個別周知・意向確認書 を手渡し、説明・意向確認します